

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答

2. 障害者総合支援法について

今年6月に成立した障害者総合支援法は、自立支援法違憲訴訟団と交わした「基本合意文書」(2010年1月)や総合福祉部会が提言した「骨格提言」(2011年8月)と大きな落差があり、抜本的な見直しが必要と考えます。
 障害者総合支援法に対する貴党のご見解をお聞かせください。

Q2-1 障害者総合支援法の見直しの範囲

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途」とした検討の範囲は
 ① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。
 ② 附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。
 ③ その他
 ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
②附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。	記入なし	③その他	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	②附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。
法に基づいて検討を進めるべきであると考えます。ただし、その他に顕在化した課題が生じた場合は、それについての検討を拒むものではないと考えます。		附則第三条に記載した事項については、3年を目途に検討する必要があると考えます。その他の事項に関しては、同法の施行状況等を勘案しつつ、見直しが必要と思われる場合には、法改正を含め検討をするべきです。特に、難病の方たちへの支援は、障がい者福祉の分野だけでなく、総合的な難病対策を推進する「難病対策基本法」の制定に向け取り組んでいます。				地域社会における共生の実現を目的とした新たな障害保健福祉施策を講じるために、早急に障害支援の区分の認定を含めた支給決定のあり方、意思決定支援の在り方、手話通訳者の派遣などについて結論を出す必要があるため。	

Q2-2 総合福祉部会の「骨格提言」と見直しの方向性の関係

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途」とした検討の方向性については
 ① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。
 ② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。
 ③ 総合福祉部会の「骨格提言」とは、異なる観点から検討するべきである。
 ④ ③を選択の場合、いかなる観点が必要かお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	記入なし	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	②総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	②総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。
「骨格提言」については、障害当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していくことが重要であると考えています。							

Q2-3 見直しの検討体制

障害者総合支援法の附則第三条第2項では、「政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とありますが、どのような措置が必要とお考えですか。
 ① 障害者政策委員会で検討する。
 ② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。
 ③ 団体ごとのヒアリングを行う。
 ④ その他
 ④を選択の場合、具体的な措置をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
④その他	記入なし	④その他	④その他	④その他	④その他	④その他	②新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。
「骨格提言」の内容のうち、ただちに対応ができるものは障害者総合支援法に盛り込みましたが、検討に時間を要するものについては、法の施行(平成28年4月)後3年を目途に見直しの検討を行うこととしています。3年後見直しの具体的な検討の在り方については未定ですが、障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映させるために必要な措置を講ずるとされた法律の規則に沿って、対応したいと考えています。		障害者総合支援法の検討規定については、障害者政策委員会または新たに検討委員会を設置しての検討や、団体からのヒアリングなど、考え得る様々な手法を総合的に考慮しつつ、より障がい者、その家族、その他の関係者の意見を反映することができる現実的な体制について、検討していきたいと考えています。	①から③まですべて実施すべきだと思います。ただし、②については、検討委員会をつくるのではなく、当事者の参加を厚くしたいという趣旨で、①の障害者政策委員会の体制をさらに強化するとう方向で実施するということもあと思っています。	障害者政策委員会の検討や団体へのヒアリングは当然必要であり、当事者等が入った新たな検討委員会も一つの考え方はあるが、委員会等が縦割りで連携していない現状に鑑み、直接当事者の意見を反映させる窓口機能を常設的に設けることが必要ではないか。		障害者および家族、支援者の意見をなるべく広く調査すべきである。	